無落雪(M形) 屋根設計施工基準

第1条 適用の範囲

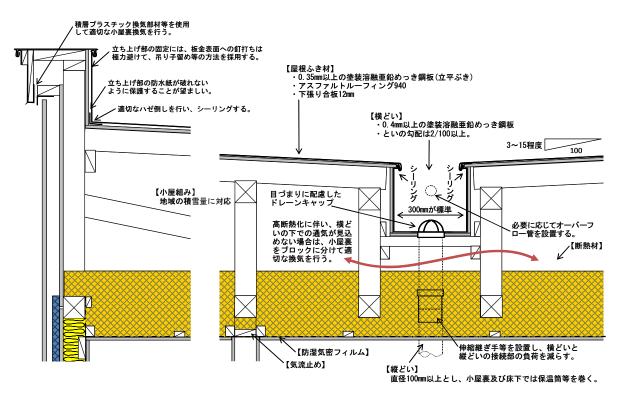
北海道地域で無落雪屋根(本基準において、屋根面の内側に勾配を持ち屋根の中央付近に設けた横どい及びこれに連結した縦どいにより雨水等を処理するM形状のものをいう。)を用い、まもりすまい保険の保険申込を行う住宅においては、まもりすまい保険設計施工基準第7条第1項、同第2項四号、第8条第1項、同第2項、同第3項及び同第4項に替え、本基準を適用する。

第2条 無落雪屋根

無落雪屋根の屋根部分は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一、材質は、塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は同等以上の耐久性を有する鋼板とする。
- 二、ふき方は、立平ぶき若しくは、それらと同等以上の防水性能を有するものとする。
- 三、横どいとの取り合い部は、つかみ込み又は垂れ下がり部分を溝板まで下げる、若 しくは、それらと同等以上の防水性能を有するものとする。
- 四、パラペットを設ける場合の立ち上がりは、原則として水上部で120 mm以上とする。
- 五、屋根勾配は、3/100~15/100 程度とする。
- 六、シーリングは、次に示す適切な箇所に連続して施工する。
 - ①鋼板屋根ふき材を止め付ける釘打ち前の下処理部。
 - ②鋼板屋根ふき材を止め付ける釘頭等の露出部。
 - ③鋼板屋根ふき材の横どいへの折り曲げ部。
 - ④横どいと縦どいの接続部。
 - ⑤鋼板屋根ふき材からのパラペット等のハゼの立ち上げ部。
 - ⑥その他、漏水の可能性の高いところ。
- 七、天井の上部は適切に断熱を行う。
- 八、小屋裏は適切に換気を行う。
- 九、たる木及び下張り合板等は、積雪荷重作用後においても屋根面の水勾配を確保で きる仕様とする。
- 2. 横どいは、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一、材質は、0.4mm以上の塗装溶融亜鉛めっき鋼板または同等以上の耐久性を有するものとする。
 - 二、谷幅は、300 mmを標準とする。
 - 三、勾配は、2/100以上とする。但し、工業製品の使用等により現場施工精度を確保できる場合は1/100以上とする。
 - 四、小口端部は、八千代折りとする。
 - 五、横どいを水上から水下にかけて途中で継いではならない。
 - 六、ドレーンキャップを設置する場合は、目づまりの生じにくいものを使用する。

- 3. 縦どいは、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一、直径100 mm以上かつ、地域の降水量に応じた直径・設置数とする。
 - 二、小屋裏等において原則として横引きをしてはならない。やむを得ず、横引きする 場合は雨水の排水に十分な勾配をとること。
 - 三、横どいとの連結部に損傷の生じるような力が生じない処置を講ずる。
 - 四、小屋裏では保温筒を施し、その他の部分では、断熱層の内側を配管する等、氷結防止の措置を講ずる。床断熱工法の場合は、床下空間も同様の処置を講ずる。
- 4. 無落雪屋根には、屋根等のメンテナンスのための、階段、タラップ等を設置する。



参考図1 M形無落雪屋根の施工例(高断熱仕様)